



# 新リース会計基準との 向き合い方

金子真一税理士事務所  
代表 金子 真一

# Agenda

- 第1回 親会社の担当者は大変！
- 第2回 子会社が求められること
- 第3回 新リース会計と中小企業
- 第4回 リース取引に関する日本の会計基準の変遷
- 第5回 新リース会計基準の簡便的な取扱い
- 第6回 リース取引に係る税法ルール
- 第7回 新リース会計における具体イメージ

# 第4回 リース取引に関する日本の会計基準の変遷

# ポイントは所有権移転外ファイナンスリース

## リース取引会計基準(1993年6月)

所有権移転外ファイナンスリースについては、  
例外的に  
売買処理を行った場合と同等の情報を注記す  
ることを要件として通常の賃貸借取引に係る  
方法に準じた処理（「例外処理」）を認める



## リース取引に関する会計基準(2007年3月)

所有権移転外ファイナンスリースに係る例外  
処理が廃止され、売買処理へ統一

＜簡便的な取扱い＞  
リース資産総額に  
重要性が乏しいもの



＜簡便的な取扱い＞  
個々のリース資産に  
重要性が乏しいもの

これまで少額リース取引に係る  
簡便的な取扱いが中心？

事業内容として重要ではなく  
契約1件あたりのリース料総額 $\leq$ 300万円

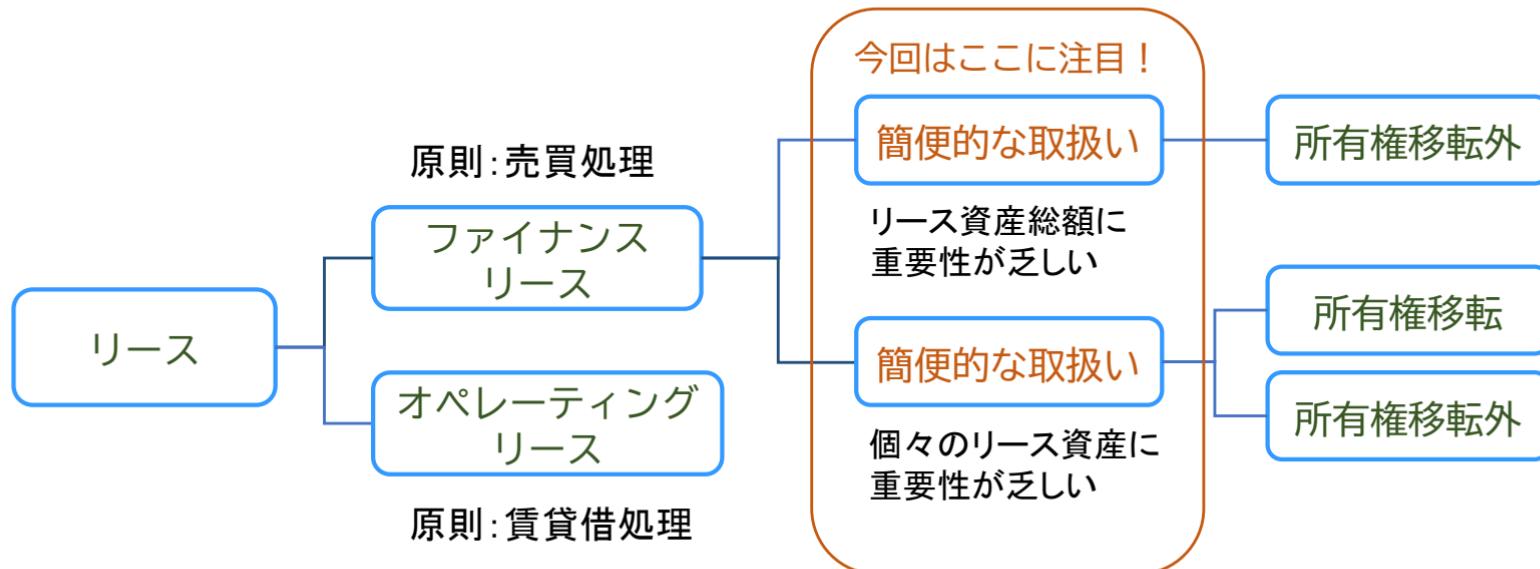


オペレーティングリース取引に準じた  
通常の賃貸借取引

【ポイント】  
新リース会計基準  
でどうなるか

## これまでの日本基準での区分

企業会計基準適用指針第16号  
リース取引に関する会計基準の適用指針



## これまでの日本基準での重要性が乏しい場合



企業会計基準適用指針第16号

リース取引に関する会計基準の適用指針31項～32項

同基準34項～35項

# 簡便的な取扱い

リース資産総額に重要性が乏しい場合

$$\text{リース比率} = \frac{\text{未経過リース料}\text{期末残高}}{\text{未経過リース料}\text{期末残高} + \text{有形固定資産}\text{期末残高} + \text{無形固定資産}\text{期末残高}}$$

10%未満

簡便的な取扱い

次のいずれかの方法を適用することができる。

利息相当額の総額を  
リース期間中の各期に配分する方  
法として  
**定額法**を採用することができる

リース料総額から利息相当額の合理的な見積額  
を控除しない方法によることができる。  
この場合、リース資産及びリース債務は、リース  
料総額で計上され、**支払利息は計上されず、  
減価償却費のみが計上**される。

# 少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い

個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合

所有権移転  
ファイナンスリース

- ①リース料総額≤固定資産計上額
- ②リース期間≤1年

いずれかを  
満たす場合

所有権移転外  
ファイナンスリース

- ①リース料総額≤固定資産計上額
- ②リース期間≤1年
- ③事業内容として重要ではなく  
契約1件あたりのリース料総額≤300万円

簡便的な取扱い

オペレーティングリース取引に準じた通常の賃貸借取引

# これまでの日本基準(リース資産とリース負債の計上額)

リース物件とこれに係る債務をリース資産及びリース債務として計上する場合の価額は、次のとおりとする。

## 所有権移転外 ファイナンスリース

(1)借手において当該リース物件の**貸手の購入価額等が明らかな場合は、リース料総額**（残価保証がある場合は、残価保証額を含む）を割引率(注)で割り引いた現在価値と**貸手の購入価額等**とのいずれか低い額による。

(2)**貸手の購入価額等が明らかでない場合は、(1)に掲げる現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額**による

## 所有権移転 ファイナンスリース

(1)借手において当該リース物件の**貸手の購入価額等が明らかな場合は、当該価額**による。

(2)**貸手の購入価額等が明らかでない場合は、所有権移転外ファイナンスリースにおける(2)と同様とする。**なお、割安購入選択権がある場合には、リース料総額（残価保証がある場合は、残価保証額を含む）にその行使価額を含める。

(注) 貸手の計算利子率。借手が知り得ない場合は借手の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率。